

鳴沢村第3次耐震改修促進計画

序 章

1 計画の目的

鳴沢村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

平成25年5月29日に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）が改正（平成25年11月25日施行）されたこと及び同法第4条に規定する「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」が改正されたことから、平成28年3月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀に被害が発生し、人命が失われるなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

さらに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月）や首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月）が決定され、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等の促進を図る必要があります。

このことから、耐震化率の目標を見直し、引き続き、住宅・建築物の耐震化に努めていきます。

2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、法第6条第1項に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定したものです。

また、ダイナミックやまなし総合計画並びに山梨県強靱化計画、山梨県地域防災計画及び山梨県住生活基本計画などの県の計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

3 計画の期間

本計画は、平成20年度から令和7年度までの計画期間を10年延長し、令和17年度までとします。

（ 社会情勢の変化や本計画の実施状況に適切に対応するため、適宜、検証を行い、必要に応じ、計画の改定を行います。 ）

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、本県で想定される地震は、次のとおりです。

- ア 東海地震
- イ 南関東直下プレート境界地震（現在は首都直下地震）
- ウ 釜無川断層地震
- エ 藤の木愛川断層地震
- オ 曽根丘陵断層地震
- カ 糸魚川 - 静岡構造線地震

なお、ウ～カは、活断層による地震です。

(1) 想定される地震の規模

山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、想定される地震の規模、地震の位置は、次のとおりです。（表1-1・図1-1）

表1-1 想定される地震一覧

想定される地震	想定される地震の規模
東海地震	身延町、南部町の一部で震度7、甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部で震度6強の地域が分布。
南関東直下プレート境界地震 (M7, M9, M14) (現在は、首都直下地震)	震源により異なるが、旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市で震度6弱、富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度6強の地域が分布。
釜無川断層地震	断層に沿って震度6強の地域が帯状に分布。 また、震度7の地域が韮崎市、富士川町、南アルプス市に分布。
藤の木愛川断層地震	甲州市、笛吹市で震度7の地域が分布。
曽根丘陵断層地震	甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町で震度7の地域が分布し、断層から甲府盆地側に震度6強の地域が分布。
糸魚川 - 静岡構造線地震	断層に沿って震度6弱が帯状に分布し、釜無川に沿って震度6強の地域が分布。



図 1 - 1 想定地震の位置

(2) 人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、人的被害は、次のとおりです。

なお、東海地震については、冬朝5時、予知なしの場合とし、その他の地震では、平日の夕方6時を想定したものです。（表1-2）

表 1 - 2 想定される地震による人的被害想定

（単位：人）

	死者	重傷者	軽傷者	合計
東海地震	18	13	104	135
南関東直下プレート境界地震	1	2	14	17
釜無川断層地震	1	2	24	27
藤の木愛川断層地震	4	5	55	64
曾根丘陵断層地震	0	0	0	0
糸魚川-静岡構造線地震	0	0	0	0

(3) 建物被害

また、山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、建物被害は、次のとおりです。（表1-3）

表1-3 想定される地震による建物被害想定

（単位：棟）

	全壊	半壊	合計
東海地震	139	555	694
南関東直下プレート境界地震	12	198	210
釜無川断層地震	12	198	210
藤の木愛川断層地震	81	616	697
曾根丘陵断層地震	0	0	0
糸魚川-静岡構造線地震	0	0	0

2 耐震化の現状（令和2年度末の推計）

(1) 住宅建築時期別の状況等

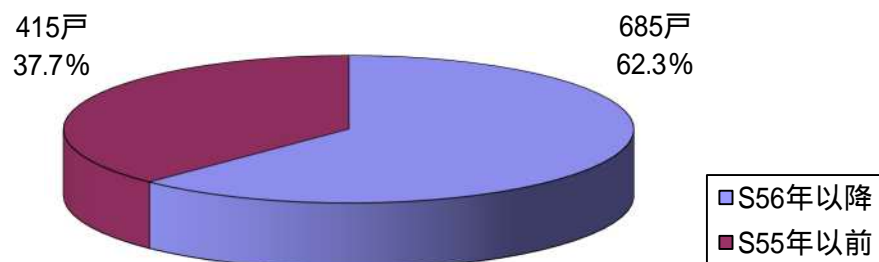
令和2年度末の鳴沢村内の住宅総数は、1,100戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、415戸で全体の37.7%を占めています。（表1-4）

表1-4 建築時期別住宅数

（単位：戸）

住宅総数			
1,100	昭和55年以前の住宅	415 (37.7%)	昭和56年以降の住宅 685 (62.3%)

昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された（新耐震基準）ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降に分けることが必要ですが、根拠としている住宅・土地統計調査が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。



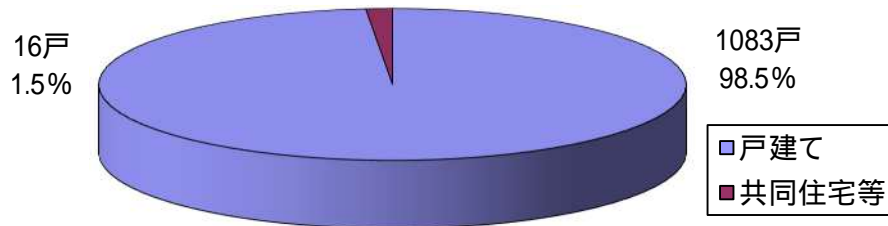
鳴沢村内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の98.5%を占めています。
 また、戸建て住宅の37.9%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は37.4%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された割合が25.0%となっております。また、住宅総数に対する割合は0.4%と低くなっています。(表1-5)

表1-5 建方別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数			昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
		1,100	415		685	
		構成比 (/)	(/)		(/)	
戸建て	1,084	98.5%	411	37.9%	673	62.1%
共同住宅等	16	1.5%	4	25.0%	12	75.0%



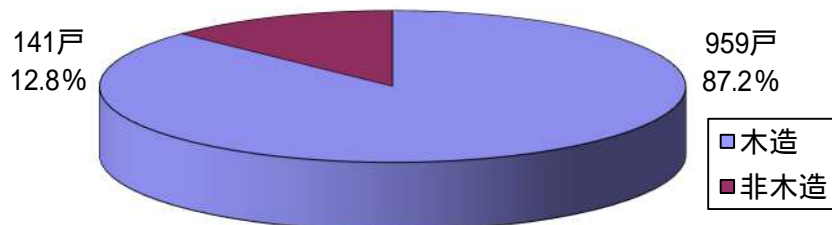
住宅の構造別に見ると、木造住宅は959戸あり、全体の87.2%を占めています。

また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が369戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の88.9%を占めています。(表1-6)

表1-6 構造別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数			昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
		1,100	415		685	
		構成比 (/)	(/)		(/)	
木造	959	87.2%	369	88.9%	590	86.1%
非木造	141	12.8%	46	11.1%	95	13.9%

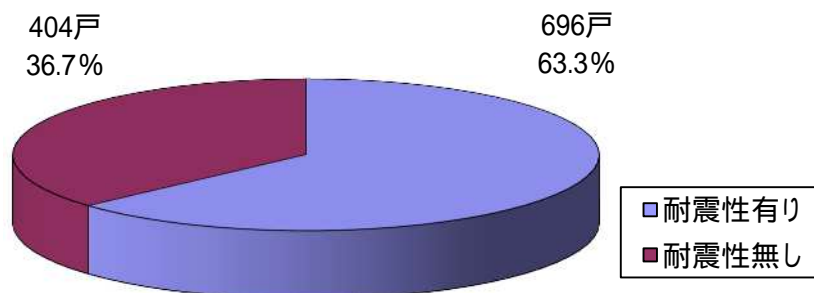


(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は696戸になり、村内における住宅の耐震化率は、令和2年度末で63.3%と推計されます。(表1-7)

表1-7 住宅の耐震化の現状 (単位:戸)

住宅総数 (+)					昭和56年 以降の 住宅	耐震性有 の住宅数 (+ +)	耐震化率 (推計値) (/)
	昭和55年 以前の 住宅	耐震性を 有するもの	耐震改修 を実施したもの	耐震性が 無いもの			
1,100	415	0	11	404	685	696	63.3%



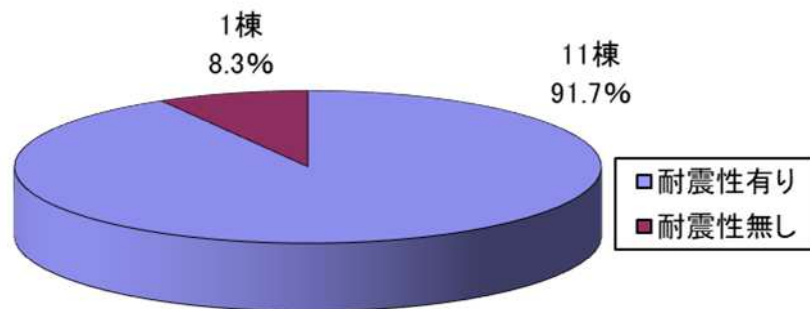
(3) 特定建築物等の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、12棟あります。このうち昭和55年以前に建築された4棟の中で耐震性を有するもの3棟（推計値）と耐震改修を実施したものの0棟（推計値）を昭和56年以降に建築された7棟に加えた、10棟（推計値）が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和2年度末で91.6%と推計されます。（表1-8）

表1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状 (単位：棟)

	多数の者が利用する建築物総数 (+)						昭和56年以降の建築物	耐震性有の建築物 (+ +)	耐震化率 (/)
		昭和55年以前の建築物	耐震性を有するもの	耐震改修を実施したもの	耐震性が無いもの				
民間	10	2	1	0	1	8	9	90.0%	
公共	2	2	2	0	0	0	2	100%	
合計	12	4	3	0	1	8	11	91.6%	



特定建築物等について

本計画では、法第14条で規定している用途及び規模に該当する建築物を「特定建築物等」とし、同法で規定している「既存耐震不適格建築物」（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に適用を受けているもの）と区別している。

- ・法第14条第1号に規定する建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）
- ・法第14条第2号に規定する建築物（以下「危険物の貯蔵等の用途に供する建築物」という。）
- ・法第14条第3号に規定する建築物（以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある建築物」という。）

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。(表1-9)

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-9 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」

(単位:棟)

区分	用途	令和2年度末現在				
		昭和55年 以前の 建築物	昭和56年 以降の 建築物	建築物数 (+)	耐震性有 建築物数	耐震化率 (/)
災と 害な 時の 建 拠 点 物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	3	0	3	3	100.0%
	公共建築物	0	0	0	0	
	県 市町村	2	0	2	2	100.0%
	民間建築物	1	0	1	1	100.0%
不 利 用 す る 多 数 の 者 が	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	1	6	7	6	85.7%
	公共建築物	0	0	0	0	
	県 市町村	0	0	0	0	
	民間建築物	1	6	7	6	85.7%
特 利 用 す る 多 数 の 建 者 が	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	0	2	2	2	100.0%
	公共建築物	0	0	0	0	
	県 市町村	0	0	0	0	
	民間建築物	0	2	2	2	100.0%
計		4	8	12	11	91.6%
	公共建築物	0	0	0	0	
	県 市町村	2	0	2	2	100.0%
	民間建築物	2	8	10	9	90.0%

3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物等」を対象とします。

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

建替え等に伴う更新による耐震化率の推計

経年とともに、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却により、耐震性を有さない建築物が減るため、建築物全体における耐震化率は向上します。

こうした状況は住宅においても起こることであり、これまでの建替え等の動向を踏まえて推計すると、令和7年度末における住宅の耐震化率は67.9%となります。(表1-10)

表1-10 「建替え等に伴う更新による耐震化率の推計」の耐震化の現状

(単位:棟)

	住宅総数 (+)	昭和55年以前の住宅			昭和56年以降の住宅	耐震性有の住宅数 (+)	耐震化率 (推計値) (/)
		耐震性を有するもの	耐震性が無いもの				
令和2年度	1,100	415	11	404	685	696	63.2%
令和7年度	1,150	380	11	369	770	781	67.9%

令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

国の基本方針において、住宅の耐震化率については令和7年までに少なくとも95%にすることを目標としていることから、本村においても令和7年度末における住宅の耐震化率の目標を95%とします。

目標を達成するためには、今後5年間で実施される建替え等に加え、的確な施策の実施の実施により、312戸の耐震化が必要になります。(表1-11)

表1-11 令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

(単位:戸)

	住宅総数 (+)	昭和55年以前の住宅			昭和56年以降の住宅	耐震性有の住宅数 (+)	耐震化率 (令和2年度末推計値) (/)	耐震化率の目標 令和7年度末 (/)
		耐震性を有するもの	耐震性が無いもの					
令和2年度	1,100	415	11	404	685	686	63.2%	\
令和7年度	1,150	380	323	57	770	1,093	95.0%	

(2) 特定建築物等の耐震化率の目標設定

「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標設定

国の基本方針において「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率については、平成30年の約89%を令和7年までに少なくとも95%にすることを目標としています。

こうした状況の中、

- ・村有建築物については、令和2年度末の耐震化率が既に100%となっています。
- ・民間建築物については、県が実施したアンケート調査を踏まえるとともに、的確な施策の推進により、令和7年度末の目標を100%とします。

以上により、「多数の者が利用する特定建築物等」の令和7年度末における耐震化率の目標を100%とします。（表1-12）

表1-12 令和2年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標

（単位：戸）

多数の者が利用する 建築物総数 (+)		昭和55年 以前の 建築物	耐震性を 有するもの	耐震性が 無いもの	昭和56年 以降の 建築物	耐震性有の 建築物 数 (+)	耐震化率 (令和2年 度末推計 値) (/)	耐震化率 の目標 令和7年 度末 (/)
令和2年度	12	4	3	1	8	11	91.6%	
令和7年度	12	4	4	0	8	12		100.0%

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の目標は表のとおりです。（表1-13）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1 - 13 令和7年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標

(単位：棟)

区分	用途	令和2年度末現在				令和7年度末耐震性有目標数	耐震化率の目標 〔令和7年度末〕		
		昭和55年以前の建築物	昭和56年以降の建築物	建築物数 (+)	耐震性有建築物数 (/)				
災と害な時の建抛築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	3	0	3	3	100.0%	3	100%	
	公共建築物	県	0	0	0	0		0	
		市町村	2	0	2	2	100.0%	2	100%
		民間建築物	1	0	1	1	100.0%	1	100%
不利用する多数の建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	1	6	7	6	85.7%	7	100%	
	公共建築物	県	0	0	0	0		0	
		市町村	0	0	0	0		0	
		民間建築物	1	6	7	6	85.7%	7	100%
特利用多するの建者築物が	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	0	2	2	2	100.0%	2	100%	
	公共建築物	県	0	0	0	0		0	
		市町村	0	0	0	0		0	
		民間建築物	0	2	2	2	100.0%	2	100%
計		4	8	12	11	91.6%	12	100%	
	公共建築物	県	0	0	0	0		0	
		市町村	2	0	2	2	100.0%	2	
		民間建築物	2	8	10	9	90.0%	10	100%

4 村有建築物の耐震化の目標等

村有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

(1) 村有建築物の耐震化の現状

現在、村有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は2棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは2棟で、その全てが耐震性を有するものになっており、現状での耐震化率は100%となります。(表1 - 14)

表 1 - 1 4 村有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化の現状

（単位：棟）

区分	昭和 55 年以前の 建築物		昭和 56 年 以降の 建築物	建築物数	耐震性有の 建築物 (+ +)	耐震化率 (推計値) (/)
	耐震性					
	有	無				
災害時の拠点となる 建築物	2	2	0	2	2	100.0%
不特定多数の者が利 用する建築物	0	0	0	0	0	100.0%
特定多数の者が利用 する建築物	0	0	0	0	0	100.0%
合計	2	2	0	0	0	100.0%

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、市町村、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

(1) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、適正な状態で維持していくことが必要となります。

特に、法第14条第1号で規定する既存耐震不適格建築物（以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることが必要となります。

また、法第14条第2号及び第3号で規定する既存耐震不適格建築物（以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、建物が倒壊した際の周囲に及ぼす影響を理解していただき、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることが必要となります。

(2) 鳴沢村の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

(3) 建築関係団体

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

村民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国及び県の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

現在、実施している支援事業の概要は、次のとおりです。

引き続き、こうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

木造住宅耐震診断支援事業

事業内容	住宅について、無料の耐震診断を実施。
対象	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
事業主体	住宅所有者の申請により市町村が実施
事業期間	令和8年度まで

木造住宅耐震改修等支援事業

事業内容	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修等について、経費の一部を助成。
対象	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
事業主体	建物所有者（個人） 建物所有者は、市町村に対して補助の申込みを行う。 県は、市町村に対して経費の一部を助成する。
補助額（率）	限度額 1,437,500円 負担割合 国 2/5 県 3/10 市町村 3/10
業 期 間	令和8年度まで

耐震シェルター等設置支援事業

事業内容	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震シェルターの設置について、経費の一部を助成。
対象	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
事業主体	建物所有者（個人） 建物所有者は、市町村に対して補助の申込みを行う。 県は、市町村に対して経費の一部を助成する。
補助額（率）	限度額 240千円 負担割合 県 1/2 市町村 1/2
事業期間	令和8年度まで

ブロック塀等撤去改善促進事業

事業内容	道路・公園等に面しているブロック塀等を撤去する場合、または撤去し、フェンス等へ改修する場合の経費の一部を助成。
対象	道路・公園等に面している高さ1m以上のブロック塀、石塀、レンガ塀等 耐震改修促進計画に定めるブロック塀等に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業及び山梨県ブロック塀等安全確保対策支援事業）の対象となるブロック塀等は、次のとおりとする。 鳴沢村が指定する通学路に面しているもの 鳴沢村地域防災計画に位置付けた緊急輸送道路に面しているもの 住宅、事業所等から避難所・避難地等へ至る経路及び避難地に面しているもの
事業主体	ブロック塀等所有者（個人） ブロック塀等所有者は、市町村に対して補助の申込みを行う。 県は、市町村に対して経費の一部を助成する。
補助額（率）	【撤去のみ】 限度額 150千円 負担割合 所有者 1/3 国 1/3 県 1/9 市町村 2/9 【撤去し、フェンス等へ改修】 限度額 300千円 負担割合 所有者 1/3 国 1/3 県 1/9 市町村 2/9
事業期間	令和8年度まで

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

村内においては、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者の養成が必要不可欠です。このため、(一社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。

今後こうした専門技術者の養成のための講習会を必要に応じ開催します。

(2) 村民向け情報の提供等

県民に対し、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく提供するため、ホームページへの掲載やパンフレット等の配布のほか、無料相談窓口を県庁(建築住宅課及び各建設事務所)並びに(一社)山梨県建築士会に設置しています。

今後こうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖の地震等による被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、県では、市町村と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう指導しており、今後も引き続き、適切に指導します。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度に基づき、速やかに判定支援本部や判定実施本部等を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を実施します。

被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士(専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士)が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 相談体制の整備及び情報提供の充実

鳴沢村では、県や（社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

鳴沢村では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、市民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、鳴沢村では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

なお、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp/>)等の活用を通じて、リフォームに関する情報を市民に紹介します。

4 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、鳴沢村では各自治会と連携して地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

5 税制の周知・普及

県と市町村は、「耐震改修促進税制」等の優遇税制の広報・周知を行うことにより、耐震化を促進します。

また、固定資産税の優遇措置等についても、県と連携して、検討を進めます。

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

2 本村内での耐震化促進体制の整備

本村内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。